

市長説明要旨

- 平成22年9月市議会定例会 -

四万十市

本日、議員の皆さんのご出席をいただき、9月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

【提出議案】

さて、今期定例会にお願いします議案は、決算認定議案で「平成21年度四万十市一般会計決算の認定」など18件、予算議案で「平成22年度四万十市一般会計補正予算」など12件、条例議案で「四万十市職員の退職手当に関する条例及び四万十市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」など2件、その他の議案で「四万十市非核平和都市宣言の制定」など6件で、合計38件となっています。この他に報告事項が4件あります。

提出議案の詳細については後程、副市長並びに所管の方から説明しますので、私からは6月定例会以降における主要課題等への取り組みについて報告します。

【ふるさと応援団】

はじめはふるさと応援団です。去る8月8日に開催された四万十川水泳マラソン参加者への呼びかけを皮切りに、公式ホームページやチラシなどを通じて「四万十市ふるさと応援団」の全国公募を開始しました。

ふるさと応援団は、本市の出身者や四万十市が大好きで関心のある市外在住の方々にご入団いただき、情報交換などを通じて色々のご意見・ご提言をいただくとともに、交流を深め、市のPRにも一役かっただこうというもので、入団者にはふるさとの情報発信や市内観光施設の優待などの

特典を用意しています。

また、ふるさと納税（応援寄附金）を一定額以上していただいた方には本市の特産品をお送りすることにしています。すでにふるさと納税に協力をしていただいている方々には特産品の発送とあわせ、全員団員登録をしていただきました。

今後、ウルトラマラソン参加者などに機会あるごとにPRし、会員の拡大を図っていく予定ですが、ふるさと四万十市のことがいつも気になり、役に立ちたいとお思いの方はたくさんいらっしゃると思いますので、議員各位におかれましても入団呼びかけにご協力をよろしくお願いします。

【地域づくり支援職員】

次に地域づくり支援職員についてです。高齢者が暮らしやすい地域づくりを住民の方と一緒に考えて、ともに地域活動を進めていくため、6月に27名の地域づくり支援職員を発令し、12地区に配置したところですが、本年度の活動として、まずは地区ごとに「地区活動カルテ」の作成に取り組んでいます。

このカルテは、各地区の課題を抽出するための基礎資料となるもので、現在、担当地区を何度も訪問しながら区長さんをはじめ地区の状況に詳しい方々からお話をお伺いするなど、地区の歴史、生活、産業、人口構成等、地域の実情把握と情報収集に努めているところです。

地域づくり支援本部としても、支援職員との情報交換会や交流会をこれまでに4回開催し、支援職員間で情報を共有するとともに、共通の認識の

もとで地区の実情に応じたきめ細かな対応ができるよう、取り組みを支援しているところです。

【定住自立圏構想】

次は定住自立圏構想の取り組みです。昨年の12月議会で「定住自立圏形成協定」の締結についてご承認をいただき、本年1月19日に幡多6カ市町村の間で協定を締結後、協定で定めた取組項目について具体的な実施事業を定めた「定住自立圏共生ビジョン」の策定を進めてきたところです。策定にあたっては、学識経験者や地域の関係者等で構成する「定住自立圏共生ビジョン懇談会」を開催し、広く意見をお聞きするとともに、関係機関との協議も重ね、さる8月31日に関係市町村長との最終協議を経て、決定しました。

ビジョンでは、圏域の名称を「幡多地域定住自立圏」と定め、圏域の現状と将来像を提示したうえで、協定で定めた医療や観光を始めとする7つの取組項目について、現時点で具体的な動きのある事業を中心に実施事業名、事業概要、事業費見込、関係市町村の役割分担などを掲げており、これによりその事業費に対して特別交付税での財政支援措置が得られるものです。

ビジョンは計画期間を5年間とし、毎年度所要の見直しを行っていく予定で、今後も関係市町村での検討・協議が整ったものについては、新たにビジョンへ掲載するなど、より一層の連携強化を推進していきたいと考えています。

【過疎地域自立促進計画】

次は過疎地域自立促進計画についてです。平成22年4月1日に「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、同法が6年間延長されたことで、西土佐地域が引き続き、平成27年度末まで過疎地域の指定を受けました。

過疎地域指定の最大のメリットは、元利償還金の7割について地方交付税措置のある過疎債の発行が認められ、有利な地方債を活用した過疎対策事業が行えることです。旧西土佐村時代から合併後においても、過疎地域自立促進計画を策定し、計画にそって市道や水道、ケーブルテレビといった各種施設整備、過疎バス購入などに過疎債を活用し、過疎地域の格差是正や自立に向けた対策を講じてきました。

今回の改正から市町村の計画策定の義務付けは無くなりましたが、過疎債など財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用する場合には、引き続き計画を策定し、当該特別措置に係る事項を計画書に定めることが必要ですので、22年度から27年度までの6年間を計画期間とする「四万十市過疎地域自立促進計画」を策定することとしたものです。

今回から従来のハード事業に加え、過疎地域自立促進特別事業として、人材育成や医師の確保、バス運行や集落活性化の各種施策などのソフト事業も対象となりましたので、西土佐地域の自立促進に向け、ハード、ソフトの両面から事業をとりまとめています。今議会に議案を提出していますので、よろしくをお願いします。

【農業振興】

次に農業振興です。新規農業者の育成では、「四万十農園めぐりっこ」の研修生3名が研修を終え営農を始めました。うち2名はレンタルハウス整備事業を活用し、1名は中古ハウスを借りて、普通ナスや米ナスの栽培に取り組んでいます。それぞれ順調なスタートを切り、新たな担い手として活躍が期待されています。

また、これまでの四万十農園での研修は、研修生自らが農業経営を実践する研修方式だけでしたが、8月からは県の新規就農研修支援事業を活用し、毎月研修生へ手当てを支給する研修方式も取り入れ、併せて地域の篤農家に栽培技術の指導をお願いするなど、より一層の研修指導体制の充実・強化を図っています。

集落営農の取り組みでは、農地・水・環境保全向上対策や直接支払制度に取り組んでいる集落代表者と農業関係機関で構成する「四万十市集落営農研究会」を6月に立ち上げました。現在、集落営農組織は、中村地域で8組織、西土佐地域で14組織ありますが、市全域をカバーするにはまだまだ不足しています。研究会では、定期的に課題や問題点を協議するとともに、各集落単位で座談会やアンケート調査、視察研修などを行いながら新たな組織化を進めていきます。

【農・商・工の連携】

次は農・商・工の連携です。産業間の有機的な連携により新商品等の企画・開発段階から加工・販路拡大にいたるまでを総合的に支援する「四万十市

農工商等連携プロジェクト推進支援事業」に取り組んでいるところですが、今年度は商品化着手段階に達した次の4件について支援する予定です。

1件目は「栗の加工品開発」です。四万十産の栗を素材に渋皮煮や甘露煮、焼栗などの加工商品を開発するもので、支援対象は、原料の栗を長期間保存できる大型氷感庫、皮むき機や真空包装機など、商品を安定供給するための機械設備費です。この事業は、県産業振興計画アクションプランの産業振興推進総合支援事業の採択も受けています。

2件目は「ぶしゅかんの加工品開発」です。当地域特産のぶしゅかんを素材にポン酢やドレッシングなどの加工商品を開発するもので、支援対象は搾汁機、高速ミキサーなどの機械設備費です。

3件目は「地域食材を使用した“かりんとう”の開発」です。市内で生産される有機野菜を主な素材として“かりんとう”を新たに商品開発するもので、支援対象は、デッキオーブン、ミキサー、フライヤーの機械設備費です。

4件目は「ゆず加工品の開発」です。「四万十」の商標を活かしたブランド展開による加工商品を開発するもので、支援対象は、試作品製造に伴う原材料、ラベルのデザイン作成、成分分析などにかかる経費です。

今後も様々なアイデア、提案を取り上げ、関係機関との調整を図りながら総合的に支援していくことで、産業間相互の事業所得向上と雇用の拡大、産業振興、地域経済の活性化を進めてまいります。

【汽水域シンポジウム】

次に汽水域シンポジウムです。8月29日に「“命をはぐくむゆりかご”

～ 四万十川の汽水域 ～ を考える」と題してシンポジウムを開催しました。四万十川の河口に広がる汽水域は、全国に例を見ない豊かな水域であり、その価値、貴重性について市民の皆さんと共に考えることが目的でした。

まず、四万十川をフィールドに研究されている西日本科学研究所のお二人が「稚魚のゆりかごとしての河口域の意義」、「アオノリ等を育む栄養塩供給」と題した基調講演を行いました。その後の討論では、パネラーそれぞれの立場から汽水域の状況について、ここ10年で河床の上昇、砂州の消失など汽水域の環境が大きく変化し、スジアオノリやウナギなどの漁獲が減少しており、特に今年は河口域のスジアオノリが伸びず、大変深刻な状態である、

河床の変化や波浪の影響で観光遊覧船の運航にも影響が出てきている、四万十川流域の文化的景観は多様な自然環境と流域の人々の生活とのかかわりの中で形成された景観であり、将来にわたって生業を続けられるよう汽水域の環境を保全しなければならない、などの意見が出され、フロアからの発言・質問も受けながら意見を交わしました。

シンポジウムを通じて、汽水域を良好な状態で保全することは、四万十川の豊かな生態系を維持して行くうえで欠かせないことを再認識することができました。そのためにも河口砂州の回復は喫緊の課題ですので、引き続き国、県等の関係機関に強く働きかけてまいります。

【保健・医療・福祉の連携】

次は保健・医療・福祉の連携です。まず、精神保健関係については、市、県福祉保健所、家族会等の関係機関で実行委員会を結成し、5月28日に

「こころの健康シンポジウム」を開催しました。その中でも、従来の患者対策だけでなく、介護者を含めた支援対策が求められていること、統合失調症に加えて、うつや引きこもりなどを含めた総合的な対策が必要であることが明らかになりました。そのため、シンポジウム後も実行委員会を継続し、総合的な精神保健対策に関わる市民活動の主体を育成すべく取り組みを進めています。

また、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、子ども・若者の抱える問題の深刻化などから本年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」においても、教育・保健・医療・福祉・雇用など関連分野の連携が謳われていますので、なお一層の連携推進を図っていきます。

次に口腔ケア研究については、幡多福祉保健所と高知県歯科医師会幡多支部が実施している口腔ケアの技術習得研修と連携し、7月6日に「四万十市口腔ケア研究委員会」を設置しました。現在、高齢者の在宅支援、要介護高齢者の死因で大きな割合を占める誤嚥性肺炎ごえんせいの予防のため、四万十市口腔ケア制度の策定に向けて調査・研究を行っています

さらに今後は、保健・医療・福祉連携促進のための方向づけと合意形成を図るための協議組織設立に向けた連携協議会事業、急速に増加し、多様化している介護関係事業所・職員と地域及び家族介護者の連携を促進する福祉介護連携事業、医療機関等を対象にした連携調査、連携シンポジウムの開催、なども実施する予定です。

【市民病院】

次は市民病院です。まず、6月定例会以降の医師招へいの取り組みについてご報告します。

市民病院への勤務に前向きな複数の医師に就任のお願いを重ねているところですが、9月から内科医1名を迎えることができました。昨年から非常勤で外来診療の応援をいただいていた医師が、今後は常勤としての勤務を承諾してくれたものです。これで内科医は2名から3名となり、外来・入院ともに最も患者の多い内科にとっては強い支えになります。

また、このほど外科医1名及び泌尿器科医1名からも、来年4月からの就任の内諾をいただきました。

現在、外科は医師1名で年間230件あまりの手術を行うなど過大な負担を余儀なくされていますが、来年度から2名体制になれば、医師の負担軽減のみならず、これまで以上に高度な手術、緊急の手術にも対応することができます。

泌尿器科は平成18年4月以降常勤医が不在となっている中、今年の2月から非常勤医師による週1回の外来診療を復活しています。高齢化の進展に伴い泌尿器科に対する市民ニーズは非常に高いものがあり、患者数も増えていますので、常勤医就任により充実した対応がとれることとなります。

医師確保において前向きな動きがでてきたことは、市民の皆様へ安心を与えることになり、市民病院に対する信頼回復につながるものと期待しています。引き続き医師確保のため、各方面に強く働きかけているところです。

次に今年度の経営状況についてです。当初予算では今年度の1日あたりの

入院患者を73人、外来患者を203人と見込んでいますが、4月から7月までの実績は、入院患者が58.3人、外来患者が202.2人です。外来患者数はほぼ見込どおり推移していますが、入院患者数は、7月から上向いてはきているものの、4月から6月にかけて当初の見込みを下回りました。患者数をいかに増やし、経費を節減して効率的な運営を行っていくか、院長を長とする経営改善委員会を開催し対策を進めていますが、今後も医師確保と併せて、病院の経営改善に一層の努力をはらってまいります。

【学校再編】

次は学校再編の取り組みです。西土佐地域の小学校再編につきましては、地域の関係者の方々にも加わっていただいた委員で構成する「四万十市西土佐地域新設校準備委員会」での協議を重ねながら、計画の具体化と内容の充実に努めているところです。

校名については、西土佐地域の皆様の声を広く反映するため、全世帯へお知らせし、公募を実施したところであり、地域の協力で新しい学校に全ての子ども達が笑顔で登校できるよう、引き続き努力してまいります。

なお、校名はこのほど集計結果を基に準備委員会で選定していただきましたので、教育委員会の決定を経たのち12月議会には提案できる見込みです。

【学校教育施設の整備】

次は学校教育施設の整備です。中村小学校の改築について、平成23年度からの工事着手に向け、今年度は実施設計を行います。6月に学校関係者や

地域代表者等で構成する「四万十市立中村小学校改築検討委員会」を設置し、現在、校舎等の規模、各室の配置などを含め、改築にあたっての基本設計を策定中です。策定後は、この基本設計に沿って実施設計を行います。

【非核平和都市宣言】

次に非核平和都市宣言です。昨年４月、アメリカのオバマ大統領がブラハで非核平和の世界実現にむけた決意表明を行い、また今年の広島での平和記念式典には国連事務総長と駐日アメリカ大使が初めて出席するなど、非核平和が世界の潮流になっているいま、本市におきましても、市民が恒久平和のもと安全な生活環境を維持できるよう平和行政を進めていくため、その象徴となる非核平和都市宣言を制定することとしました。

旧中村市と旧西土佐村はともに宣言又は決議を行っていましたが、合併後の四万十市ではまだ宣言等がされていませんでしたので、あらためて市民の手による宣言とするため、昨年１１月に非核平和都市宣言検討委員会を設置し、一般公募等の委員８名により策定作業を進めてまいりました。児童、生徒にも理解できるような易しい表現に心がけ、慎重な審議をするとともに、広報等で市民の意見も取り入れながら、計５回の検討会議を経て宣言案を策定したところです。今議会に議案を提出していますので、よろしくお願ひします。

【幸徳秋水刑死１００周年記念事業】

次に幸徳秋水刑死１００周年記念事業です。幸徳秋水は自由平等、非戦

平和の思想を体系化したさきがけであり、偉大な思想家、ジャーナリストとして歴史に名を刻んでいます。20世紀最後の年の2000年には、当時の中村市議会において秋水の名誉を回復し偉業を讃える「幸徳秋水を顕彰する決議」を全会一致で採択しています。

非核平和が世界の大きな潮流になっているいま、あらためて郷土出身者である秋水が果たした歴史的役割について考えてみることは大変重要であることから、100周年となる来年1年間、官民が一体となって記念事業に取り組むこととし、8月11日、12団体の参加による第1回目の実行委員会を開催しました。記念事業の詳細は現在検討中ですが、議員各位のご協力とご参加をよろしくお願いします。

【地域公共交通】

次は地域公共交通です。土佐くろしお鉄道中村・宿毛線と各市町村間を連絡する幹線バス路線については、昨年度から高知西南地域公共交通活性化協議会において総合連携計画に基づく具体策を実施しているところです。本年度も国土交通省の地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金を活用し、100円刻み運賃の設定や鉄道・バス共通回数券の発売、わかりやすい時刻表の作成などを引き続き実施し、サービスの向上に努めるとともに、宿毛駅と柏島間の新規バス路線の実証運行、遠距離バス車両へのリクライニングシートやトイレ設置などの新たな取り組みも実施する予定です。

また、市内バス路線についても、本年度から四万十市地域公共交通活性化協議会において総合連携計画に基づく具体策を順次実施していく予定です。

本年度の主な事業として中山間地域でのデマンド交通の実証運行は、現在、デマンドシステムの構築事業者の選定を終え、導入予定地域でのエリア設計を進めているところで、年度内の実証運行開始を目指しています。その他、中村まちバスシステムの更新と運行エリアの拡大、100円刻み運賃の導入、市民病院など主要施設へのバスの乗り入れ、PR・広報などの利用促進にも取り組んでいく予定です。

【消費生活センターの設置】

次に消費生活センターの設置についてです。名称を「四万十市消費生活センター」とし10月12日に開設することとしました。設置場所は、公共施設で相談者が相談に行きやすい場所として「働く婦人の家」内に決定し、また、事務室とは別に相談室を設けることで、相談内容が第三者に聞こえることがなく、相談者のプライバシーが守られるようにも配慮しています。

これまで、専門の相談員がいないことから複雑な相談への十分な対応ができておりませんでした。センターの設置に併せ専属の消費生活相談員を配置することで、より専門的な相談業務ができるようになりますので、消費者問題の未然防止や早期解決が図れるものと期待しています。

センターのホームページ開設やリーフレットの配布などを通じまして広く市民の皆様へお知らせするとともに、消費者問題を抱えておられる方が安心して相談できる窓口となるよう努めてまいります。

【健全化判断比率等】

次に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成21年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を算定しましたのでご報告します。

まず、健全化判断比率ですが、実質赤字比率は早期健全化基準13.1%に対して実質赤字は無く該当なし、連結実質赤字比率も同様に早期健全化基準18.1%に対して連結実質赤字は無く該当なし、実質公債費比率は早期健全化基準25%に対して17.4%、将来負担比率は早期健全化基準350%に対して171.7%となっています。いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率については、地方債の協議制から許可制への移行基準となる18.0%を下回りました。

次に、資金不足比率ですが、資金不足が生じているのは、と畜場会計のみで、経営健全化基準20%に対して1.2%となっていますが、平成22年度には資金不足が解消される見込みです。しかしながら、と畜場会計のみならず他の公営企業会計も一般会計からの繰出に依存せざるを得ない状況にあり、今後も独立採算の原則を再認識し経営の健全化に努めてまいります。

以上で主要課題等への取り組みについての報告を終わります。